第二小・第四中学校改築工事による 通学区域について

令和4年7月1·9日(金·土) 第四中学校 保護者説明会 資料

八 王 子 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 学 務 課

1. 通学区域とは

学校教育法施行令第5条2項 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合に おいては、就学すべき小学校又は中学校を指 定しなければならない。



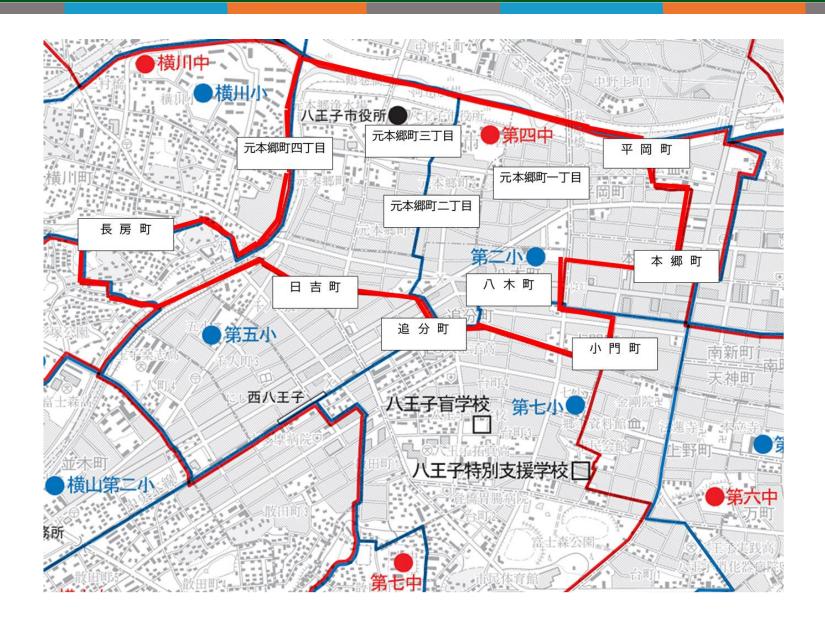
児童・生徒の住所に応じ就学すべき学校を定 めた

2. 八王子市の通学区域は

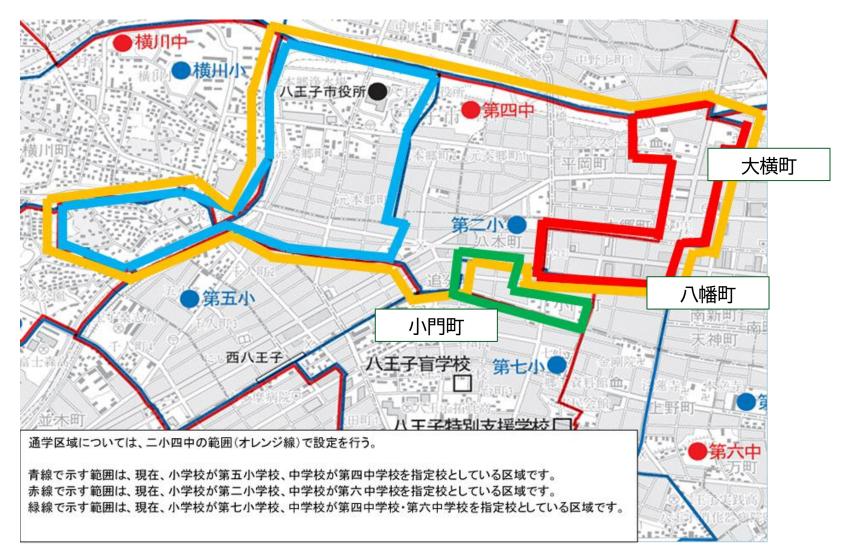
八王子市の変遷の中で、合併前の町村の区域をそのまま引き継いでいる地域やニュータウン地域のように学校の新設に伴う通学区域など、長い時間的経過の中で定められてきました。

そのため、通学区域の中心に学校が位置していない、町会・自治会の区域と区割りが一致しない地域、小学校と中学校の通学区域が整合していない地域があります。

3. 第四中学校の通学区域は



4. 第二小学校・第四中学校改築による通学区域は



5.これまでの指定校の通学区域は

令和9年度から通学区域を変更。

これまでの第二小学校・第四中学校の

通学区域の範囲で設定

大横町、八幡町 ⇒ 第六中学校

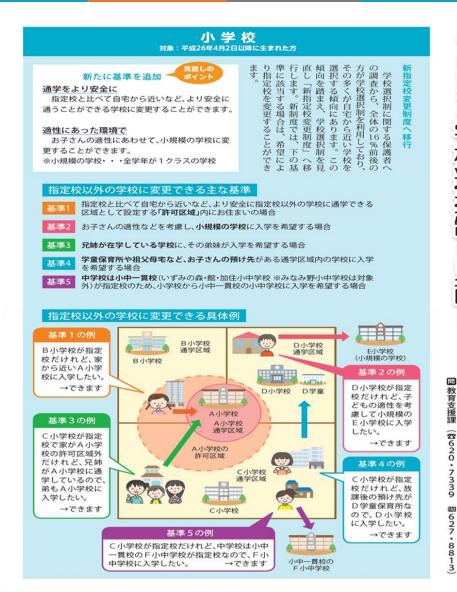
⇒ 第四中学校に変更

小門町 ⇒ 第四中学校

⇒ 第六中学校に変更

中学校から第四中学校、第六中学校以外の学校を選ぶ場合には、原則、学校選択制度を利用

6.通学区域を変更するための基準 (小学校)



中学校の学校選択制を見直し

令和3年4月入学から

国 文字を配見 (ここの に ありまと で は まづいて検証し、 今和3年4月に制度の見直しを行います。 に 基づいて検証し、 今和3年4月に制度の見直しを行います。 保護者や生徒の皆さんを対象とした調査や、 学校選択制」を運用しています。 保護者や生徒の皆さんを対象に 基づいて検証し、 令和3年4月に制度の見直しを行います。 (清定校)への入学を原則としていますが、 希望により指定校以外の学校を選ぶことの入学を原則としていますが、 希望により指定を以外の学校を選ぶことで、 まずにより指定される学校(指定校)への入学を原則としています。

7.通学区域を変更するための基準(中学校)

中学校

対象: 平成20年4月2日以降に生まれた方

入学決定までの流れ

選択希望票提出

指定校以外の学校を 選択する場合に「選択 希望票」を提出。



希望者数が受け入れ 人数を超えた場合の み公開抽選を実施し、 入学者を決定。

指定校への入学を希望する場合は、抽選の対象 とはなりません。

受け入れ人数の

設定方法を変更

指導方法に応じて

令和3年度から完全実施となる「新学 習指導要領」に沿った新たな指導方法や、 「習熟度別指導」に応じた教室の利用計 画に基づき、受け入れ人数を算出します。

見直しの

「学校選択制」

学習環境の充実を図るため、受 け入れ人数の設定方法の見直し 中学校から自由に選択できる中学校は、今後も市内すべて を継続しますが、